



## 報道発表資料

山形労働局発表  
令和2年7月7日（火）

担 当	山形労働局 雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 新関 一枝
	労働紛争調整官 青山多佳子
	電 話 023-624-8226
	FAX 023-624-8246

### 令和元年度 個別労働紛争解決制度の施行状況を公表します

～ 総合労働相談が増加。民事上の個別労働紛争の相談では、「いじめ・嫌がらせ」がトップ ～

山形労働局（局長：河西 直人）は、「令和元年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境等をめぐるトラブルを未然に防止し、トラブルが発生した場合には、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談※1」、労働局長による「助言・指導※2」、紛争調整委員会による「あっせん※3」の3つの方法があります。

山形労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行う等、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

#### ◆ 令和元年度の総合労働相談の件数は、前年度と比べ増加

##### 民事上の個別労働紛争※4に関する相談件数はわずかに減少

- ◇総合労働相談件数 9,567件（前年度比+383件、4.2%増）
- うち民事上の個別労働紛争相談件数 2,915件（前年度比△17件、0.6%減）

#### ◆ 民事上の個別労働紛争の相談は、「いじめ・嫌がらせ」が再びトップ

相談内容別では、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが687件（23.6%）「自己都合退職」に関するものが531件（18.2%）、であり、この2項目で4割を超える。

「いじめ・嫌がらせ」は、平成22年以降、平成30年度を除き、最多の相談項目となっている。

#### ◆ 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく「助言、指導」の申出件数はわずかに減少、「あっせん」申請件数は半減

- ◇労働局長による「助言・指導」申出件数 138件（前年度比△1件、0.7%減）
- ◇紛争調整委員会による「あっせん」申請件数 15件（前年度比△19件、55.9%減）

※1 「総合労働相談」:

山形労働局、県内各労働基準監督署及びその中に設置された総合労働相談コーナー等に寄せられる、あらゆる労働問題に関する相談である。

※2 「助言・指導」:

民事上の個別労働紛争について、山形労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度である。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すものである。なお、法違反の是正を図るために行う指導とは異なるものである。

※3 「あっせん」:

山形労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（当局においては全員弁護士）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度である。

※4 「民事上の個別労働紛争」:

労働相談のうち、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争となっているもの（労働基準法等の法違反に係るものを除く）である。

**【別添資料】**

別添1 山形県内の総合労働相談コーナー

別添2 令和元年度 助言・指導及びあっせんの事例

別添3 個別労働紛争解決システム